

兵庫県社会福祉審議会規則

平成 12 年 3 月 31 日規則第 64 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定により設置する兵庫県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員及び臨時委員の任期)

第 2 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長の職務代理)

第 3 条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門分科会)

第 5 条 法第 11 条第 2 項の規定に基づき、審議会に、次の各号に掲げる事項を調査審議するため、当該各号に定める専門分科会を置く。

- (1) 社会福祉に係る総合的な施策に関する事項 企画専門分科会
 - (2) ユニバーサル社会づくりの推進に関する総合的な施策に関する事項 ユニバーサル社会専門分科会
 - (3) 老人福祉に関する事項 老人福祉専門分科会
- 2 専門分科会（法第 11 条第 1 項の規定により設置する民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 専門分科会に、専門分科会長を置く。
 - 4 専門分科会長は、専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によって定める。
 - 5 専門分科会長は、専門分科会の事務を掌理する。
 - 6 専門分科会の会議については、前条の規定を準用する。

(審査部会)

第 6 条 社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）第 3 条第 1 項の規定により設置する審査部会（以下「審査部会」という。）に、審査部会長を置く。

2 審査部会長の選任及び職務については前条第4項及び第5項の規定を、審査部会の会議については第4条の規定を準用する。

(部会)

第7条 審査部会のほか、専門分科会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

2 部会に、部会長を置く。

3 部会に属すべき委員及び臨時委員並びに部会長の選任及び職務については第5条第2項、第4項及び第5項の規定を、部会の会議については第4条の規定を準用する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関する必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月22日規則第112号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第6号）

この規則は、交付の日から施行する。

附 則（平成25年4月16日規則第27号）

この規則は、交付の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第19号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第18号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。